

公 告

本クラブは、平成26年4月12日開催の第9回理事会において、現行のクラブ事業活動の手引きの内「理事及び常任委員の候補者選任及び退任の手続に関する申し合わせ」を下記のとおり変更いたしましたので、本クラブ定款第22条に基づき、公告いたします。

記

理事及び専門委員会委員の候補者選任及び退任手続に関する申合せ

本クラブ理事会は、理事及び専門委員会委員の候補者選任及び退任の手続に関し、本クラブの主要な事業活動の活性化を図る見地から、理事会決議をもって、下記のとおり申合わせる。

平成26年4月12日

一般社団法人
富士宮ゴルフクラブ理事会
理事長 山本 誠

記

第1 理事候補者の選任手続について

- 1 理事会は、理事候補者の選任に当たり、予め理事候補者につき検討の上で理事候補者リストを作成・提出させるため、事業年度（隔年）の5月理事会において、臨時委員会として理事候補者選定委員会を設置する。
- 2 理事候補者選定委員会の委員は9名以内とし、理事・監事から3名を選出、理事会が決定する。他の委員選出は、この3名に一任する。
- 3 理事長は、理事候補者選定委員会の設置後速やかに第1回委員会を招集し、委員の互選により委員長1名及び副委員長2名を定める。
- 4 理事候補者選定委員会は、会社の意見等を参考に、広く推薦を受けるなどして理事候補者を選定し、そのリスト案を作成する。
- 5 理事候補者選定委員会の委員長は、当該事業年度の6月末日までに、前項の理事候補者リスト案を理事長に提出し報告する。
- 6 理事長は、当該事業年度の7月理事会において、理事候補者の決定の議案を付議し、理事会は、理事候補者選定委員会から提出された理事候補者リスト案に基づき、理事候補者の議案を審議し決議することとする。

第2 専門委員会委員の選任手続について

- 1 各専門委員会の委員長は、事業年度（隔年）の5月の理事会より開始される「理事候補選定委員会」設置に合わせ、今期の自委員会の業務遂行状況等を報告し、来期の自委員会の委員数を理事会に申請する。
- 2 各専門委員会の委員長は、新たな委員候補者を広く会員の中から、自薦・他薦・公募を問わないものとし、被推薦者の住所・氏名・職業及び推薦理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。推薦は、当該年の6月末日とする。

- 3 各専門委員会の委員長は、自委員会委員の来期の委員会メンバー案を8月理事会までに提出することとする。その際、現任委員メンバーの適材適所を考え、他の委員会への異動等希望がある時は前月までの理事会において発言し、事前に委員会間で調整することとする。
- 4 理事長は、当該事業年度の定時総会終了直後の理事会において、8月理事会での委員配属ならびに各専門委員会の委員長・副委員長の決定の議案を付議し、理事会は、同議案を審議し決議する。

第3 理事・監事の定年について

- 1 理事及び監事は、在任期間中満80歳を迎えたときは、任期終了事業年度の定時総会終結の時をもって原則として退任するものとする。

第4 専門委員会委員の定年について

- 1 委員会規定第3条3項に定める委員は、在任期間中満80歳を迎えたときは、任期終了事業年度の定時総会終結の時をもって退任するものとする。

(附則) 本申合せは、平成23年4月9日から施行する。

(改正) 本申合せは、平成26年4月12日から施行する。

★常任委員会名称変更

- 1 クラブ事業活動の手引き文中、「常任委員会」を「専門委員会」と名称変更する。

(附則) 本申合せは、平成26年4月12日から施行する。